

## 公共工事に係る最低制限価格の運用について

平成18年12月

最低制限価格は地方自治法、会計規則等で4/5～2/3の範囲内で設定することとなっている。発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、**最低制限価格は予定価格の4/5～2/3の範囲内で下記の考え方により算定される「工事に伴い最低限必要な費用(P)」とする。**

但し、下記の考え方により算定された金額が予定価格の2/3を下回る時は2/3、4/5を上回る時は4/5とし、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、**P/1.05値の万円未満を切り捨て、2/3で設定する場合のみ切り上げとする。**

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

工事に伴い最低限必要な費用 = P

直接経費 = 直接工事費 + 共通仮設費の積み上げ分

### 【工事区分】

#### 一般土木工事

$$P = (\text{直接経費} + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$$

#### 建築工事等

【一般】  $P = (\text{直接工事費} \times 0.85 + \text{共通仮設費} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【解体工事】  $P = (\text{直接工事費} \times 0.7 + \text{共通仮設費} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

#### 鋼橋製作・架設工

【製作のみ】  $P = (\text{直接工事費} \times 0.9 + \text{間接労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【架設のみ】  $P = (\text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【製作・架設】  $P = (\text{直接工事費(製作)} \times 0.9 + \text{間接労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

#### 機械設備製作・据付工

【製作のみ】  $P = \{ (\text{直接制作費} + \text{設計技術費}) \times 0.7 + \text{間接労務} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1 \} \times 1.05$

【据付のみ】  $P = \{ (\text{直接経費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1 \} \times 1.05$

【製作・据付】  $P = \{ (\text{直接制作費} + \text{設計技術費}) \times 0.7 + \text{間接労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + (\text{直接経費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1 \} \times 1.05$   
直接経費は製作工事価格費を含まないこと。

#### 電気・通信設備工事

【製作のみ】  $P = (\text{直接制作費} \times 0.7 + \text{二次労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【据付のみ】  $P = (\text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{技術者間接費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【製作・据付】  $P = (\text{直接制作費} \times 0.7 + \text{二次労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費(機器費)} \times 0.1 + \text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{技術者間接費} \times 0.3 + \text{一般管理費(据付)} \times 0.1) \times 1.05$   
直接経費は機器費を含まないこと。

#### 水道工事

【水道管布設】  $P = (\text{材料費} \times 0.7 + \text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

1. 直接経費は材料費を含まないこと。また、材料費の対象は、管・弁類とする。

2. 鋼管購入及び接合工事、水管橋製作及び架設工事は、機械設備製作・据付工に準ずる。

この運用基準は平成15年1月14日の指名審査会に諮る対象工事から適用する。

この運用基準は平成16年4月1日の指名審査会に諮る対象工事から適用する。

この運用基準は平成19年1月1日以降、公告・公募、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。